

東京学芸大学リポジトリ管理運営要項の一部改正について

改正理由：東京学芸大学リポジトリへ研究データを登録可能とするため、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(成果等の登録及び公開要件)</p> <p>第3条 リポジトリに登録及び公開することができる成果等は、次の要件をすべて満たすものとする。</p> <p>(1) 〔省略〕</p> <p>(2) 次のいずれかに該当するものであること。</p> <p>イ～ホ 〔省略〕</p> <p>へ 教育現場における教育実践に関する資料</p> <p>ト <u>研究・教育活動の過程で収集又は生成された研究データ</u></p> <p>チ <u>その他統括責任者が認めた資料</u></p> <p>(3) 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は、令和6年1月12日から施行し、令和6年1月1日から適用する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(成果等の登録及び公開要件)</p> <p>第3条 リポジトリに登録及び公開することができる成果等は、次の要件をすべて満たすものとする。</p> <p>(1) 〔省略〕</p> <p>(2) 次のいずれかに該当するものであること。</p> <p>イ～ホ 〔省略〕</p> <p>へ 教育現場における教育実践に関する資料</p> <p>ト <u>その他統括責任者が認めた資料</u></p> <p>(3) 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p>